

## 審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第 15 期 第 5 回男女平等参画推進審議会
開催日時	令和元年 11 月 26 日（火曜日） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
開催場所	女性総合センター 第 2 学習室
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市第 7 次男女平等参画推進計画 体系図（案）について</li> <li>・ 立川市第 7 次男女平等参画推進計画 第 4 章計画の具体的な内容について</li> </ul> </li> <li>3. 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川市第 6 次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成 30 年度年次報告）に対する評価意見について</li> <li>・ 立川市第 7 次男女平等参画推進計画 第 1 章計画の基本的な考え方について</li> </ul> </li> <li>3. 閉会</li> </ol>
配布資料	<p>【資料 1】立川市第 6 次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成 30 年度年次報告）に対する評価意見について</p> <p>【資料 2】立川市第 7 次男女平等参画推進計画（案） 第 1 章～第 3 章</p> <p>【参考】立川市第 7 次男女平等参画推進計画 体系図（案）</p> <p>【参考】立川市第 7 次男女平等参画推進計画第 4 章計画の具体的な内容</p> <p>【参考】立川市第 7 次男女平等参画推進計画の構成（案）</p> <p>【参考】内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために」（令和元年版データ）</p>
出席者	<p>[委員]</p> <p>加藤恵津子、佐藤良子、鳥生尚美、中川夕香、小柴ひかり、坂本澄子、小柳郁美、津崎結子、山本麻衣奈、森林育代</p> <p>[事務局]</p> <p>岡田幸子（男女平等参画課長）、横田昌彦（男女平等参画係長）、平野邦明、齊藤悦子（男女平等参画係）、株式会社アイアールエス 1 名</p>
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0 人
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会の挨拶 会長</li> <li>2. 報告 <p><b>第 7 次男女平等参画推進計画 体系図（案）</b></p> <p><b>第 4 章 計画の具体的な内容について</b></p> <p>この計画の上部に当たる後期基本計画における「男女平等参画社会の推進」の位置づけが、「子ども」から「行政経営」に変更になった。その基本事業では「男女平等参画に関する意識啓発」と</p> </li> </ol>

「配偶者等からの暴力の防止」の2本になっており、女性活躍関係は「男女平等参画に関する意識啓発」に含めていることから、体系図の並びを変更したことを説明。

### 3. 議題

立川市第6次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成30年度年次報告）に対する意見について（答申）

#### 基本テーマⅠ 男女平等参画と人権の意識づくり

施策1：

○審議会による評価意見の2つ目

- ・「母親をフォローする」のところはわかりにくい。産後のイライラを夫が理解しているとか妊娠中の妻をいたわることがわかる表記にしてほしい。
- ・いろいろなパターンの母がいる。夫に、育児を主にやってほしい場合や家事を主にやってほしい場合があり、家庭によってバランスは異なる。
- ・妊娠中や出産後の知識が男女同じになるとよい。
- ・育児が始まる前に夫婦間でいたわり合えるとした方がよい。
- ・始めに男性がという主語をいれる

→男性が育児（家事）を手伝うという講座もよいが、育児が始まる前に夫婦間でいたわり合えるよう、知識が同じになるような講座があるとよい。

施策2：

○審議会による評価意見の3つ目

- ・制服は男女別や制服廃止について見直しという意味
- ・ジェンダーの視点という言葉があった方がいい

→LGBT対応に限らず、ジェンダーの視点で男女別の制服のあり方を検討してほしい

#### 基本テーマⅡ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策1：

○審議会による評価意見の1つ目

- ・イクメンという言葉には男女とも違和感を持っている。
- ・男性を括って盛り立てる視点を変えた方がいいのでは

→イクメンという言葉には男女とも違和感を持ってきている。講座等の名称を変えてみてはどうか。

施策 2 :

○審議会による評価意見の 2 つ目

- ・相談事業はという主語がほしい
- ・働くお母さんは働く保護者にした方が良い

→相談事業は、働く保護者に合わせ、相談できる時間帯等を用意してほしい。

### 基本テーマⅢ 雇用の場における男女平等参画の推進

施策 1 :

○審議会による評価意見の 2 つ目

・ネットワーク作りの前に参加者同士・起業家同士をいれてほしい  
→起業の支援や知識だけでなく、参加者同士・起業家同士のネットワーク作りにつながるような講座を開催できると良い。

施策 2 :

○審議会による評価意見の 2 つ目

- ・下記の文を足す

→情報提供だけではなく男女の労働環境の実情について事業所アンケート調査を行って、実態をつかんでほしい。

### 基本テーマⅣ 配偶者等からの暴力の防止

施策 2 :

○審議会による評価意見の 2 つ目・3 つ目

- ・下記の文に合体する

→言葉のハードルがない工夫として、DV の広報と啓発のカードやポスターは外国語版も作成するように。

### 基本テーマⅤ あらゆる分野での男女平等参画の推進

施策 2

○市の報告

- ・18 行目の若い女性は再チャレンジを目指す女性に直す

○審議会による評価意見の 2 つ目

- ・引き続きを入れて、「。」以下をくっつける。

→苦情処理制度について引き続き機会を捉えて周知するように。

## 立川市第 7 次男女平等参画推進計画 第 1 章～第 3 章

### 第 1 章計画的の基本的な考え方

#### 1 計画策定の背景

- (1)として「国の動き」の前に「国際的な状況」を入れる

こととし、SDGsとジェンダーギャップ指数（GGI）を入れた。

・GGIの下に特に政治と経済で低いことを表記してほしい  
→特に政治分野は125位、経済分野は117位と低く全体を引き下げている。健康と、（高校までの）教育分野においては高いランクにつけているものの、高等教育（大学以上）在学率の103位も注視する必要がある。

## 2 計画の目的

○第6次に比べると男女平等参画推進計画として、「男女～」で始めて、後段で人権全体について謳う内容に変更した。

## 3 計画の位置づけ

○3本の法律に基づいていることを記載した。

## 4 計画の期間

○令和2年から6年の5年間

## 第2章計画の基本テーマの設定

○今回は基本テーマごとに設定内容を説明する文を記載した。

## 第3章基本テーマごとの施策と事業

現状と課題

### I 「男女平等参画と人権の意識づくり」

・1行目の固定的役割分担意識の表記を修正

→立川市における固定的役割分担意識はかなり解消されてきており・・・

・5行目の高齢者の後に「を」を入れる

・6行目の「様々な年代ごとに啓発」の部分を下記に変更

→それぞれの年代ごとにジェンダー平等の啓発のあり方を工夫することが課題となっています。

### II 「あらゆる分野での男女平等参画の推進」

・2行目に地域や防災の視点も入れた方が良い

→起業を支援し、また、地域や防災などのリーダーになる女性を育成・・・

### V 「計画の推進」

○4行目以降は男女平等参画推進審議会と苦情処理委員会がチェックするとあるが、市の男女平等参画課も市の事業全般をジェンダーの視点でチェックするということが読み取れない。下記のように

	<p>に変更する。</p> <p>→・・・について、庁内推進本部・委員会において市の事業全般をジェンダーの視点でチェック確認するとともに、男女平等参画推進審議会と苦情処理委員会において確認と評価を行的確な進行管理を行うことが重要です。</p> <p>次回は 12 月 20 日（金）女性総合センター第 2 学習室にて開催</p>
担当	<p>総合政策部男女平等参画課男女平等参画係</p> <p>電話 042-528-6801</p>